

④ 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名			
配当等の額の計算	金銭の分配の額	1	円	税引前当期純利益金額	12	円
	みなし配当等の額（出資等減少分配に係る部分の金額を除く。）	2		前期繰越損失の額	13	
	小計 (1)+(2)	3		買換特例圧縮積立金個別控除額の合計額 (別表十(八)付表「5の計」)	14	
	出資等減少分配の額	4		一時差異等調整積立金の積立額	15	
	同上に係るみなし配当等の額	5		繰越利益等超過純資産控除項目額 (別表十(八)付表「14」)	16	
	配当等の額 (3)-(4)+(5)	6		買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期加算額 (別表十(八)付表「35の計」)	17	
	配当可能利益の額 (23)	7		一時差異等調整積立金の取崩額	18	
	$(7) \times \frac{90}{100}$	8		繰越利益等超過純資産控除項目額のうち当期加算額 (別表十(八)付表「42」)	19	
	((3)又は(6))が(8)を超える場合の(6)の額	9		差引計 (12)-(13)-(14)-(15)-(16)+(17)+(18)+(19) (マイナスの場合は0)	20	
	所得金額合計 (別表四「34の①」)	10		利益超過分配金額	21	
	支払配当の損金算入額 (9)と(10)のうち少ない金額	11		出資総額戻入金額	22	
			配当可能利益の額 (20)+(21)-(22)	23		

別表十(八) 平三十・四・一以後終了事業年度分

別表十（八）の記載の仕方

- 1 この明細書は、投資法人が措置法第67条の15第1項《投資法人に係る課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「((3)又は(6))が(8)を超える場合の(6)の額 9」は、当期以前の各事業年度において措置法令第39条

の32の3第7項第1号《投資法人に係る課税の特例》に掲げる金額がある又はあった場合には「又は(6)」を消し、その他の場合には「(3)又は」を消します。